

子どもの貧困対策、居場所づくり等に取り組まれる団体の皆様へ

福井市子どもの貧困対策支援連携強化事業補助金 2次募集 募集要項

福井市では、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響によって生じる子どもを含む困窮世帯の増加に対応するため、食事や食材の提供、学習支援などを行う民間団体を支援することで、子どもの貧困対策における民間団体との連携を行うことにより支援の強化を図ることを目的に、「福井市子どもの貧困対策支援連携強化事業補助金」を創設し、以下のとおり対象団体を募集します。

- ① **募集期間** 令和5年6月1日（木）～12月22日（金）17：00必着
※補助金の上限額に達し次第、締め切ります。

②対象事業

1 福井市内に活動拠点のある団体等が市内で実施する、次の（1）～（3）のいずれかの事業が対象です。

- （1）子どもや子育て世帯を対象とした食事や食材の提供
- （2）子どもの居場所づくりを通じた困窮者支援
- （3）その他市長が認める支援

2 1の事業実施にあたっては、⑥に定める要件をすべて満たすこととします。
（「⑥ その他要件」をご確認ください。）

※ 営利を目的とした事業や政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業は対象外です。

③対象団体

- 福井市内に活動拠点のある団体・グループが対象です。
- 法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。
- 同一団体・グループによる同一年度内の申請は、1回までを限度とします。

※ 構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体や、活動内容が公序良俗に反する団体は対象外です。

④補助上限額及び補助率（1団体等当たり）

補助金額

最大30万円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とします。

（ただし、子どもの居場所づくりについての専門性や実績に基づいて、食事や食材の提供以外の取組を含む包括的な支援事業を実施する場合は、最大50万円）

- 申請後、内容を審査し、事業内容や事業の効果、継続性などを総合的に判断した上で、補助金の交付又は不交付、交付予定額及び交付条件等の決定を行います。
- 補助額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 申請多数の場合は、補助事業の趣旨に鑑み、補助金が一部交付或不採択となることもあります。

⑤対象経費

- 対象事業の実施に要する経費のうち、以下の表に掲げる経費が対象です。
- 事業の実施に最低限必要なものに限り、また、事業実施年度の3月31日までに納品等と支払いが完了する事業に係る経費を対象とします。

費目	対象経費	対象外となる経費の例
人件費	・ 支援を実施するボランティアスタッフの 人件費等	・ 団体等の運営に係る職員の賃金または役員 報酬 ・ 所得税を含む支給額が実働1時間あたり 1,000円を超える人件費等
通信 輸送費	・ 食料品配送等に係る交通費、ガソリン 代、レンタカー費用、配送料等	・ ガソリン代については、おおよそ10キロ あたり1リットル消費するものとし、実勢 価格もしくは店頭価格により計算 ・ 電話代、データ通信料
賃借料	・ ICT機器（パソコン、プリンタ、タブ レット等）のリース費用 ・ 食料品の保管場所や会場使用に要する経 費	
食糧費	・ 食材やお弁当、調味料など	・ 通常より著しく高額と判断される経費 （弁当一食あたり800円を超える額など）
消耗品 費	・ 食器やコップ等 ・ 学習支援で使用するドリル、学用品	耐用年数が1年以上または1件当たりの金額 が2万円以上のもの
印刷製 本非	・ 事業周知のためのチラシ作成費用	・ 当該事業とは別の内容の周知を含むチラシ の作成費用（事業ではなく団体を周知する ための会報誌も不可） ・ 発行者が補助団体と異なる、または異なっ て見えるような印刷物の作成費用
光熱水 費	・ 食料品の保管や調理、会場借料に伴う光 熱水費	・ 事務所に係る光熱水費 （ただし、専用のメーターの検針等により当 該事業に使用した料金が明確に算定できる場 合は可）
その他 経費	・ 事業の趣旨に合致し、事業実施のために 特に必要があると認められる経費 ・ 開催時の食中毒や交通事故など不測の事 態によるけが等に対応できる保険に加入 する経費 ・ ボランティア保険等	・ 団体等の構成員の親睦等のための会合や会 議の開催経費、接遇にかかる経費 ・ 備品の購入にかかる経費

※ 対象外となる経費の例のほか、以下の経費は対象外となります

- ◆ 子どもや子育て世帯以外に対して行う取組に係る経費
- ◆ 団体等の経常的な経費と区別ができない経費
- ◆ 食事や食材の提供や、居場所づくりのために直接必要とされない経費、使途が特定できない経費
(例、お楽しみ会を実施するための費用)
- ◆ 団体等の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費
- ◆ 通常より著しく高額と判断される経費
- ◆ その他、補助対象とすることが適当でないと判断される経費
- ◆ 居場所づくりの支援については、学習支援や生活指導などを対象とし、お楽しみ会や遠足など、レクリエーションが主たる目的となるイベント等にかかる経費は対象外とする。

⑥その他要件

補助対象となるのは、以下の要件を全て満たす事業です。

- (1)事業を実施する中で、子どもやその保護者から相談を受けた場合や、困窮、虐待等の養育環境の問題があり支援が必要と思われる子どもを発見した場合に、福井市の子ども福祉課や福祉総合相談室よりそいなどの関係機関と連携を図ること。
- (2)福井市が設置する官民連携会議に参画し、団体の活動等について市の求めに応じて報告すること。
- (3)食事の提供に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮し、事前に福井市保健所に相談すること。
- (4)生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること
- (5)開催時には食中毒や交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。
- (6)利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- (7)営利を目的とした事業でないこと。
- (8)政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- (9)国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による補助金以外の補助その他の給付（以下「その他の補助金等」という。）を受けていないこと。ただし、その他の補助金等を受ける事業とこの要綱による補助対象事業を区分して実施する場合及びその他の補助金等を受ける事業に加え新たに本条に規定する取組を実施する場合等はこの限りでない。
- (10)個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。
- (11)法令及び福井市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

⑦応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、福井市福祉部子ども福祉課へ持参又は郵送によりご提出ください。

なお、応募に要する経費は、すべて応募団体の負担とし、提出いただいた書類は、選考結果にかかわらず返却いたしません。

提出が必要な申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 団体等の規約・会則，役員名簿（様式任意）
- (5) 団体の概要や事業内容が分かる書類（様式任意）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (7) 個人情報保護に関する誓約書（様式第5号）

※ 上記以外に，必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

⑧審査・交付決定

提出いただいた申請書等を基に，福井市において審査し，補助金の交付可否と交付予定金額を決定し，応募団体に通知します。審査の過程で，必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

⑨実績報告等

➤ 事業終了後、以下の書類を提出してください。

- (1) 事業実績報告書（様式第13号）
- (2) 事業決算書（様式第14号）
- (3) 事業の実施状況や参加状況が分かる資料
- (4) 領収書等，活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
 - ・領収証には、日付，領収者（応募団体名），品物名（但し書き）の記載が必要です。
 - ・日付は申請事業期間内のもの（年度が異なる場合は要相談）に限ります。
 - ・補助金を活用して印刷物を作成した場合は、原則、原本を1部市に提出してください。

※ 上記以外に，必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

※ 事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までにご提出ください。

- 補助金の支払いは口座振込で行いますので，団体名義の口座をあらかじめ開設してください。
- 補助金の支払いは，原則として年度内最後の事業完了後ですが，自己資金がない等の理由により，特に事前に必要と認められる場合は，補助金交付決定額の一部（5分の4を上限）を概算払として事前にお支払いすることができます。あらかじめ，「補助金概算払請求書」（様式第20号）を提出いただく必要がありますので，申請時にご相談ください。

⑩交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は，補助金の交付決定の取消や，交付額の変更，補助金の返還請求を行う場合があります。

また，それに伴う応募者が被る損害について，福井市は賠償いたしません。

- 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- 交付の目的以外に補助金を使用したとき。

- 補助決定後に、事業の変更又は中止を行ったとき。
- 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- 「福井市子どもの貧困対策支援連携強化事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。

⑪その他、申請に当たっての留意事項など

- 補助決定後の事業の変更や中止については、書類提出（変更交付申請書（様式第8号）又は事業中止・廃止承認申請書（様式第11号））により、あらかじめ福井市の承諾が必要です。ただし、助成目的達成のため、又は助成目的に影響を及ぼさない範囲で行う、以下の軽微な変更については、書類提出は不要です。

軽微な変更

- (1)より効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更
- (2)補助対象経費総額の20パーセント以内の減額に伴う変更
- (3)補助対象経費総額の変更を伴わない経費配分の変更で軽微なもの
- (4)交付決定額の変更を伴わない、補助対象経費総額の増額

- 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。
- 交付の決定を受けた団体等は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類（計理関係書類ほか）を整理し、これらの書類を補助金額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管してください。（補助金の適正支出等の検査のため、閲覧・提出していただく場合があります。）
- 消費税等について

消費税法における納税義務者となる補助事業者については、対象経費から消費税等相当額を除外して補助金額を算定し、申請または報告してください。

ただし、課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者については、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した時に、別記様式第18号により速やかに市長に報告し、市からの返還の請求に従ってください。

詳細については要綱にてご確認ください、子ども福祉課の担当までお問合せください。

【ご応募・お問合せ先】

福井市 福祉部 子ども福祉課

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

電話:0776-20-5412 FAX:0776-20-5735

※ 申請に当たっては、事前に上記お問合せ先にご相談ください。